

平成 24 年 8 月 17 日

●●都道府県
知事 ●● ●● 様

コウモリの会 会長 山本輝正

〒249-0001 神奈川県逗子市久木 8-20-3

Tel/Fax 046-873-3677

E-mail mizunobat@***.***.jp

風力発電施設建設に際してのコウモリ類保全の要望

貴下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

われわれコウモリの会は、コウモリ類の調査研究と保護・啓発を目的に平成 4 年に発足した、現在、会員数 385 名の組織です。標記の要望をいたしますので、ご対応お願いいたします。

風力発電施設の導入に伴い、欧米ではコウモリの大量衝突死（バット・ストライク）が問題となっており、回避に向けての環境調査が行われています。日本での調査事例そのものは少ないものの、環境省の報告書（環境省, 2010^{*1}）によるとアブラコウモリ 5 頭の衝突事例が、電源開発株式会社による事後調査報告書（2011）によると福島の布引風力発電施設でコウモリ類 33 頭の大量衝突死が報告されています。これらの事実は適切な事後調査が行われていれば、他の風力発電施設においてもバット・ストライクが確認される可能性を示しており、風力発電施設建設に際してはコウモリ類の生態に配慮した適切な環境影響評価が必要であると思われる。

^{*1}:環境省自然環境局野生生物課. 2010. 平成 21 年度風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書.

国内に生息するコウモリ類の多くは環境省の作成したレッドリストに掲載されている種ですが、国外・国内の事例から鑑みまして、風力発電施設がコウモリ類の地域個体群に与える影響は高いと考えられます。さらに国内では、今後多くの風力発電施設の建設が予定されており、コウモリ類の衝突事故の増加が懸念されます。

平成 24 年 10 月 1 日に「環境影響評価法施行令の一部改正」が施行され、風力発電施設建設は環境アセスメントの対象となります。今後の風力発電施設建設におけるコウモリ類等への影響評価は、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省, 2011）」に準じるものと思われるが、この手引書では「はじめに」に、「鳥類（特に渡り鳥）とコウモリ類の保護の観点から、環境影響評価等の実施のポイントと、その際に配慮すべき各種知見・資料、防止策等を取りまとめた。」と書かれているにもかかわらず、コウモリ類については「その他の配慮が望ましい事項」として海外の事例を紹介し、「事前調査で専門家に聞き取りをし、主要ねぐらや移動経路の存在が予測されるかどうかを確認することが望まれる」と書かれているのみで、具体的な調査手法についての記載は不十分です。

よって、以下の 2 点を要望いたします。

1) 風力発電に関する検討会にコウモリ類の専門家を参加させてください

国内・国外の事例から、コウモリ類が風力発電施設によって影響を受けていることは明らかです。今後、風力発電に関する検討会等を開催する際にはコウモリ類の専門家を委員に入れるよう要望いたします。

2) 事業者に以下の4項目について調査をさせ、コウモリ類に対する影響評価を行うとともに、適切な保全措置をとらせてください

風力発電施設におけるアセスメントの際には、事業所に対し以下の4項目について調査をさせ、コウモリ類に対する影響評価を行うとともに、適切な保全措置をとるよう指導してください。

1. 高空の利用状況調査

最近の風車は大型化しており、ブレード（回転翼）の半径が40m、ナセル（回転軸）までの地上高が80m近く、したがってブレードの最高点は120m近くになります。コウモリ類はブレードに直接衝突するか、ブレードが回転する際の気流に巻き込まれて死亡することが指摘されています。バット・ストライクを予測するためには、風車のブレードの回転範囲（高空）におけるコウモリ類の利用状況が必要ですので、地上部だけでなく高空の利用状況も調査するように事業者を指導してください。

なお、国外の事例では、コウモリの出す超音波を高度別に終夜記録し、後日、時期別・高度別に飛翔頻度を解析する方法が行われています。

2. 捕獲調査

日本国内においては、コウモリが発する超音波音声によるコウモリの種判別の方法は確立していないため、音声分析だけではコウモリ相の確認はできません。したがって、対象事業区域内に生息（利用）しているコウモリ類を把握するために捕獲調査を行うように事業者を指導してください。

3. ねぐら調査

風車近くにコウモリのねぐらがある場合、バット・ストライクのリスクは増加します。対象事業区域及びその周辺における、コウモリのねぐらの位置、利用種、個体数を把握するよう、事業者を指導してください。

4. 事後調査（死体探索調査）

工事中および工事完了後にコウモリ類への影響を把握するため、事後調査を行うよう指導して下さい。事後調査は上記①②③を実施するとともに、稼働後はバット・ストライクが実際に起こっているか、死体を探索することによって検証し、バット・ストライクが起きている場合は、コウモリ類の活動時間帯の稼働を停止するなどの保全策を講じるよう事業者を指導してください。

なお、前述の「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」の発行者である環境省自然環境局野生生物課、ならびに「風力発電のための環境影響評価マニュアル」の発行者である独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構およびその管轄省庁である

経済産業省へも、コウモリ類の調査手法の記述内容が大変不十分である旨を伝え、内容の改訂を求める意見書を提出する予定です。

業務ご多用の折、恐縮ですが、平成 24 年 9 月 10 日までに、以上の点についてご回答くださいますようお願いいたします。上記要望に対して前向きに検討くださる場合、本会は協力を惜しみません。

なお、この要望書及び回答につきましては本会のホームページ <http://www.bscj.net> に掲載するとともに関連のメーリングリストに配信する予定です。